

第86回国民スポーツ大会競技運営基本方針

第86回国民スポーツ大会の競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が定める「国民スポーツ大会開催基準要項」及び「同細則」並びに「第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づくとともに、次の方針により実施する。

1 競技運営の主管

国民スポーツ大会の正式競技及び公開競技の運営は、日本スポーツ協会加盟の各競技団体が主管する。

特別競技の運営は、当該中央競技団体が主管する。

デモンストレーションスポーツの運営は、県競技団体等が主管する。

2 競技役員等の編成

国民スポーツ大会の正式競技及び特別競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会が定める「競技役員編成基準」及び「第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」に基づき行うものとする。

公開競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会加盟の各競技団体の責任において行うものとする。

デモンストレーションスポーツの競技役員等の編成は、主管する県競技団体等の責任において行うものとする。

3 記録業務

正式競技及び特別競技の競技記録及び成績の収集・速報は、県及び会場地市町村が競技団体と連携を図り、迅速かつ正確に処理する。

4 リハーサル大会

リハーサル大会を実施する場合は、会場地市町村と競技団体が協力して、運営全般にわたって習熟を図るとともに、県民の関心を高め、理解を深めるよう努めるものとする。

5 その他

その他、競技運営の企画および実施にあたっては、県及び会場地市町村が競技団体及び関係機関と十分な連携を図り、適切に行うものとする。